



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	座長解題I 新農業基本法と北海道農業(1997年度秋季大会シンポジウム「新農業基本法と北海道農業」)
Author(s)	岩崎, 徹
Citation	北海道農業経済研究, 7(2), 2-5
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63165
Type	journal article
File Information	KJ00009065003.pdf



[座長解題] 1997年度秋季大会シンポジウム

解題Ⅰ 新農業基本法と北海道農業

岩 崎 徹*

Ⅰ. はじめに

今学会シンポジウムのテーマは「新農業基本法と北海道農業」である。とはいえ、新農業基本法(以下「新基本法」)の審議は進行中であり、法案や具体的施策の全容はまだ明らかになっていない。1997年、政府は総理府に「食料・農業・農村基本問題調査会」(以下「審査会」)を設けた。「審査会」は97年4月に初会合を行い、12月には「中間まとめ」、さらに98年8月をめどに「具体的な施策の方向」として最終答申を予定している。政府はこの答申を受けて新しい基本法案や農地法を含めた関連法案の作成に入り、98年秋以降国会への提出を目指すことになっている。

したがって今回のメイン・テーマである「新基本法」の性格は、92年6月に出された「新しい食料・農業・農村政策の方法」(いわゆる新農政プラン)や農政審議会報告、そしてこの間の具体的施策、さらには「農業基本法研究会」の報告書(96年9月。以下「研究会報告」)から推測する以外ない。しかしながら、新農政プランやとりわけ「研究会報告書」はそれ自体としては折衷的、抽象的であり、また矛盾した二面的性格を宿している。

Ⅱ. 新農業基本法の背景と位置

新農政は、その成立過程・背景からみて調和することのできない矛盾した「二つの課題」を背負っている。一方では、今日の農業問題の解決の課題、即ち、担い手問題、農地問題、環境問題の解決であり、農業・農村活性化の課題である。他方では、農業「国際化」への対応や「行財政改革」推進の課題、即ち、農業における市場原理・競争原理の一層の導入、規制緩和の促進、歳出削減の課題である。「二つの課題」は、表現上はともかく、本質的には調和できない矛盾したものである。「新基本法」も、当然ながら「二つの課題」を背負うことになる。「研究会報告」や「調査会」の審議内容をみると、「二つの課題」(「二つの魂」)の合間をさ迷っている感がある。「新基本法」のイメージは人によって異なろうが、本日のメイン・テーマであるだけに、ある程度の共通認識が必要となろう。そこで、「新基本法」の性格は、前者(今日の農業問題の解決)の課題をもちながら、または看板に掲げながら、後者(「国際化」や「行財政改革」の推進)の実践の課題を背負っているもの、としたい。

1995年より発足したWTO体制は、日本に「農産物の総輸入体制」と国内農業市場の狭隘化・農

* 札幌大学経済学部

産物価格の暴落をもたらし、日本農業の枠組みの大幅な変更を強いている。北海道は、土地利用型の「国際商品」を生産し、しかも大規模・専業型の農業地帯であるが故にWTO体制による打撃を最も強く受けることになった。

新農政、そして「新基本法」は、とにもかくにもこのWTO体制に対応（前提）したものであり、その目指す経営体像は「市場原理の導入で生き残れる経営体」（「個別経営体」「組織経営体」）の確立である。新農政の具体的法令は、「農業経営基盤強化促進法」「特定農山村法」（1993年8月）であり、食糧管理制度の廃止・新食糧法の制定（95年11月施行）であった。「農業経営基盤強化促進法」等も基本的には新農政の論理を貫くものであるが、その評価は慎重にしたい。しかし、新食糧法は、市場原理の導入、規制緩和を地でゆくものであり、最大の問題は政府責任の放棄（歳出削減）にある、という意味において新農政の本質を体現したものといえよう。食糧管理制度の廃止のあとは農地法の改正（含株式会社の農地取得）が待っており、これが「新基本法」の最大の課題となろう。

現行の農業基本法（以下「旧基本法」）は、その功罪はともかく「農業の不利を補正し、他産業との格差を克服し、農業従事者が健康で文化的な生活を営む」ことを目標に掲げ、国内農業市場の拡大が前提にあった。これに対し、新農政は、一部の「経営体」の「他産業なみ」の所得や労働時間を目標とはするが、農業全体の他産業との均衡を謳ってはいない。国内市場が狭隘化した中で、しかも農業保護政策の後退（農業財政削減）の中での市場原理の導入や規制緩和が農業・農民に何をもたらすかは、火を見るよりも明らかである。

なお、北海道では1994年6月、新農政の北海道版ともいえるべき「北海道農業・農村のめざす姿」が、さらに97年2月、都道府県レベルでは初の

「農業振興条例」が公表された。これらは北海道農業の特質を踏まえ、第一に、新農政の積極面（農業問題解決の側面）が全面に出され、農業経営の体質強化、農業経営の多様化、複合化を謳っていること、第二に、農業・農村を支える基盤の形成（道民の農業・農村に対するコンセンサスの促進）に力点をおいていること、など新農政プランとは一味も二味も違う積極的提案をもち、評価できる。しかし、新農政の矛盾を体現している（せざるを得ない）側面を会わせ持っていることも指摘せざるを得ない。今後は「農業振興条例」の内容を豊富にし、支庁、市町村レベルでの具体化が望まれよう。

Ⅲ. 新農業基本法と北海道農業

「新基本法」の描く農業経営体像は今のところ不明であるが、新農政の描く「市場原理の導入で生き残れる経営体」の延長戦上に描かれることは間違いなからう。「旧基本法」の経営体像は「自立経営農家の育成」にあった。「旧基本法」と「新基本法」の描く経営体像は、もちろん異なるとはいえ、規模拡大、企業化、専作化、コストダウンという路線、つまり一層の農業合理化、構造政策の推進という点では共通のものがあろう。その「旧基本法」において、都府県農業は「総兼業化」によって「自立経営」の育成は果たせず失敗に終わった。これに対して北海道は大規模・専業型の中農層が形成され、そのため北海道農業は「基本法の優等生」と呼ばれた。そして、おそらく「新基本法」においても、北海道は「優等生」としての役割を期待されるのであろう。

そこで、「基本法の優等生」である北海道農業の教訓を確認すること、とりわけ規模拡大の今日までの到達点、問題点、課題等が改めて問われることになるのである。

では、何故北海道農業は「基本法の優等生」に

なりえたのだろうか。

それは、第一に、北海道の土地所有の構造が都府県と異なり、「土地価格化」現象が希薄であったこと。第二に、「内国植民地的」な産業構造に規定された北海道の労働市場が狭隘であり、重装備を必要とする農業構造と相俟って兼業化が限定されたものになったこと。そして、基本的には二世代にわたる農業労働力が健全であったこと。第三に、政府の開発投資（土地開発・土地改良事業、大型農業機械の導入）が構造政策に積極的に作用したこと（そのため経営にとっては負債圧）。以上である。

つまり北海道は土地所有、労働力、農業資本の構成において、都府県と異なる展開をしてきたのである。しかし、北海道は「基本法の優等生」とはいえ、「満身創痍の優等生」（生源寺真一氏）でもあった。規模拡大と中・大型機械化・農法体系そして膨大な開発投資に支えられ、分厚い中農層を中心に高い生産性をもつ農業形態を生み出した北海道農業ではあるが、そこでは著しい負債依存体質と経営基盤の脆弱性をもちあわせることになった。そして、今日、大型機械を装備した北海道農家の一戸当たり総所得は、兼業と「土地価格化」依存の都府県農家より少ないのである。北海道農業は、都府県農業のような「矛盾の発散回路」（兼業、高地価）を有しないのである。「脱農業」によって世界市場になぐり込みをかけてきた日本資本主義の姿がその背後にある。

今後の北海道農業は、「規模拡大路線」だけにつき走るのは問題であろう。経営規模という面からみると、北海道は新農政のいう個別経営体（稲作単作経営、10～20ha）の水準を超えている経営はざらにあり、新農政の北海道版「めざす姿」が描く規模〔単作経営の場合稲作24ha、畑作54ha、酪農（パーラー方式）100頭〕を超えている経営も稀ではない。このような経営が、技術の点、経営の点、そこで働く家族の生活の点で、安定的

で豊かであるかということ必ずしもそうとは言い切れないのである。

今後の北海道農業は、新農政のいう「多様な担い手」により、地域や経営にあったバランスの良い経営形態を模索すること、コストの中身を点検すること、そして人間労働や生活重視の経営を行うことが大切と思われる。さらに、今日ではいかなる経営といえども「自己完結型」たりえず、多様な生産・労働組織・営農集団と労働の社会化に見合った協業体制、地域農業の編成が必要となろう。

しかし、このような経営展開をするにも、国境措置と価格支持が前提となる。さらに政策も全国一律ではなく、北海道農業の独自性に応じた北海道独自の農業諸制度や施策（例えば土地改良（負担）制度、負債整理資金、財政資金、土地税制）が求められている。

Ⅳ. シンポジウムの課題

本日は以上の問題意識にたって、以下のような報告をしていただく。

まず、第一報告は「新食糧法と道産米の需給動向」をテーマに清水周氏（北海道農協中央会）にお願いする。先述のように、新食糧法は、市場原理の導入、規制緩和を地でゆくものであり、新農政の本質を体現したものである。しかも、北海道の稲作は新食糧法によって大ピンチに立たされ、今年の「仮渡金13,000円問題」と「1等米比率57.7%問題」はパニックという表現に値するほどの激震を産地にもたらしている。そのリアルな実態報告と、今後の問題・課題を緊急報告の形で清水氏にお願いする。

第二報告と第三報告は、「新基本法」の焦点になるであろう、そして北海道農業の最も重要な課題である兼業問題、農地問題・担い手問題にメスを入れていただく。第二報告「新農業基本法と北

北海道の兼業化問題」は泉谷眞実氏（酪農学園大学）に、第三報告「新農業基本法と北海道の担い手・農地問題」は谷本一志氏（北海道東海大学）をお願いする。

第二、第三報告に際しては、とくに次の点を明確にしながら自説を展開していただくことにより、「新農業基本法と北海道農業」というメイン・テーマに接近していただければ幸いである。

第一に、それぞれの課題での北海道の歴史的な性格、都府県農業との異質性。

第二に、それぞれの課題での北海道の現段階、とりわけ1990年代以降の実態と特質。

第三に、それぞれの課題での「新基本法」とのかかわりと北海道独自の政策体系の必要性如何である。

そして報告、コメント、討論を通じて全体として本日のメイン・テーマである「新農業基本法と北海道農業」を明らかにし、今後の北海道農業の課題や方向性に接近していただければと思う。